

四街道市指定管理者選定評価委員会公募委員募集要項

公の施設の管理・運営を代行する団体（指定管理者）の選定などを目的に設置する「四街道市指定管理者選定評価委員会」に参加していただける方を以下のとおり募集します。

1. 業務内容

指定管理者の選定や評価などに関する審査

2. 応募要件

応募の資格は、次に掲げる要件をいずれも満たす方とします。

- ・四街道市内にお住まいの方
- ・令和6年4月1日において年齢18歳以上の方
- ・平日の日中に開催する委員会に出席できる方（年1～3回、半日～終日）
- ・国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員ではない方
- ・現在本市の公の施設の指定管理者となっている団体又は今後応募を予定している団体の役員や親族などではない方

※原則として、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。

また、本委員会の委員となることができるのは通算6年までです。

3. 募集人数

次の合議体ごとに1名ずつ（計2名）

①スポーツ・都市施設等合議体

（主な対象施設：市営駐車場・自転車等駐車場、温水プール、都市公園（野球場、庭球場、総合公園体育館などを含む））

②文化・コミュニティ施設等合議体

（主な対象施設：地区集会場、ふれあいセンター、文化センター、市営公園、公民館）

※応募の際、希望する合議体を選択していただきます。複数の合議体を選択することも可能ですが、採用される場合はそのいずれか1つとなる可能性が高いことをご承知おきください。

4. 任期

委嘱開始日から令和9年5月31日まで

※任期のうち、令和6年度は8月に委員会が終了したため、令和7年度からの委員会へのご出席となります。

5. 報酬

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定により、委員報酬として委員会出席1回につき7,000円をお支払いします。

また、このほか、交通費として1,500円をお支払いします。

6. 募集期間

令和6年10月15日～令和6年11月29日

※期日厳守。直接持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分。郵送の場合は11月29日必着。メールの場合は11月29日17時15分到着分まで。

7. 提出書類

①応募用紙（別紙1）

市役所2階契約課にて配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

②レポート

「四街道市における公の施設の管理運営について」をテーマに応募用レポート用紙（別紙2）又は任意のA4サイズの用紙1ページに800字程度で考えをまとめてください。また、任意の用紙を利用する場合は、「テーマ」及び「氏名」を必ず記載してください。

※上記の条件に不備がある場合は、受け付けられません。

8. 提出方法

①直接持参…市役所2階契約課　まで

②郵送…〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所契約課 あて

③電子メール…ykeiyaku@city.yotsukaido.chiba.jp あて

9. 選考方法

提出いただいた書類を基に、公募委員選考委員会において、次の基準に従い、選考を行います。なお、選考の結果については、本人あて文書にて通知します。

1) レポート審査

応募委員より提出されたレポートについて、次の審査基準に基づき、計20点満点で採点します（6割以上を合格点とします）。

【審査基準…（ ）内は配点】

- ① 参加への意欲・熱意（5点）
- ② 論理の一貫性及び分かりやすさ（5点）
- ③ 社会経済情勢や本市の現状・課題の理解（5点）
- ④ 課題の解決に向けた実現可能性（5点）

※各委員が採点した点数の平均点を委員会の点数とします。

2) 総合評価（選考）

公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、2名を公募委員として選考します。

10. 注意事項

- 1) 提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- 2) 受理した書類は、返却いたしません。

11. 問い合わせ先

四街道市経営企画部契約課 ☎043-421-6113